

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

(令和7年6月30日公表)

特定事業主名： 光市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.4%
全職員	59.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.8%
本庁係長相当職	97.9%

※ 本庁部局長・次長相当職の区分については該当する女性職員がないため記載なし。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.5%
31～35年	95.5%
26～30年	95.9%
21～25年	93.5%
16～20年	90.6%
11～15年	78.6%
6～10年	75.3%
1～5年	104.4%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

男女間の賃金差が生じている主な要因として、

【任期の定めのない常勤職員について】

- ・平均継続勤務年数が男性職員18.8年、女性職員14.3年であり、女性職員の平均継続勤務年数が男性職員と比較して少ないこと
- ・管理職に対する女性職員の占める割合が、部長級が0%、部次長0%、課長級14.9%、係長級31.1%であり男性職員と比較して少ないこと
- ・勤続年数の少ない職員において、民間事業所等で職務経験を経て採用された男性職員の割合が高いこと
- ・勤続年数が1～5年の職員においては、任用替えによる職員が含まれており、女性職員の割合が高いこと

【任期の定めのない常勤職員以外の職員について】

- ・相対的に給与が低い会計年度任用職員（短時間勤務）における女性職員の割合が男性職員と比較して高いこと
- ・相対的に給与が高い再任用職員における男性職員の割合が女性職員と比較して高いことが挙げられる。